

福岡県病床機能分化・連携促進施設・設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県病床機能分化・連携促進施設・設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、急性期病床等から2025年のあるべき医療提供体制を示した「地域医療構想」において将来不足するとされる回復期病床へ病床の機能を転換させる医療機関を支援することにより、地域の実情に見合った医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく福岡県内の病院の開設者であって、知事が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものが役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により策定する「地域医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画」に基づき補助事業者が実施する、次に掲げる事業であって、知事が適当と認めるものとする。

- (1) 補助事業を実施する前年度の病床機能報告において、高度急性期又は急性期機能を担う病床と

- 報告した病床のうち、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）及び基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 44 号）（以下「厚生労働省告示」とする。）に定める一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料および地域一般入院基本料に限る。）を算定する病床を、地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア病棟入院料 2、地域包括ケア病棟入院料 3 又は地域包括ケア病棟入院料 4（以下「地域包括ケア病棟入院料」とする。）を算定する病床又は回復期リハビリテーション病棟入院料 1、回復期リハビリテーション病棟入院料 2、回復期リハビリテーション病棟入院料 3、回復期リハビリテーション病棟入院料 4、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は回復期リハビリテーション病棟入院料 6（以下「回復期リハビリテーション病棟入院料」とする。）のいずれかを算定する病床に転換する事業
- (2) 補助事業を実施する前年度の病床機能報告において、慢性期機能を担う病床と報告した病床のうち、医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床その他知事が認める病床を、厚生労働省告示に定める地域包括ケア病棟入院料を算定する病床又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床に転換する事業
- (3) 厚生労働省告示に定める地域包括ケア病棟入院料を算定する病床又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床を整備するために必要な医療機器等を整備する事業
- 2 第 1 項の規定に関わらず、この補助金の交付の決定前に対象事業に係る工事契約等を締結した場合については、補助の対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に知事が補助金を内示した場合で、当該内示日以降に工事契約等を締結している場合又は施設整備事業で補助対象工事が前年度以前から引き続く全体工事の一部となる場合にあっては、この限りではない。

(交付の対象除外)

第 5 条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに道路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(対象経費及び交付額)

第 6 条 この補助金は、第 3 条に該当する補助事業者が第 2 条に定める目的を遂行するために必要な経費であって、知事が必要と認める経費に対し交付するものとし、次により算出した額の合計額を交付額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第 4 条 (1)、(2) に掲げる事業（以下「施設整備事業」という。）については、次により算定するものとする。

ア 別表 1 の第 1 欄に掲げる基準額と第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

ウ イの交付基礎額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

別表1

1 基準額	2 対象経費
【新築・増改築】 1床当たり4,085千円	地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟又は病室を整備するために必要となる施設（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
【改修】 1床当たり3,333千円	

(2) 第4条(3)に掲げる事業（以下「設備整備事業」という。）については、次により算定するものとする。

ア 別表2の第1欄に掲げる基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

ウ イの交付基礎額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

別表2

1 基準額	2 対象経費
1施設当たり10,800千円	地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟又は病室を整備するために必要となる医療機器等の備品購入費（転換後の病床において使用するものに限る。） ただし、1品当たりの単価が33千円以上のものに限る

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物あるいは設備の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 価格が50万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の品目及び数量

(3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(12) 補助事業者は、この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担又は補助を受けてはならない。

(13) 施設整備事業及び設備整備事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域

に設置される地域医療構想調整会議において病床機能転換に係る確認を得なければならない。

- (14) 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、厚生労働省告示に定める地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定するための届出を行わなければならない。
- (15) 補助事業者は、この補助金によって整備した地域包括ケア病棟入院料を算定する病床又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床と報告しなければならない。
- (16) 補助事業者は、知事の承認を受けないで、この補助金によって整備した地域包括ケア病棟入院料を算定する病床又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床をそれ以外の病床の用に供してはならない。

(申請手続)

第8条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を別に知事が定める日までに、知事に提出して行わなければならない。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、様式第2号により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、様式第3号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当を認めるときは補助金の全部または一部について概算払をするものとする。

(遂行状況報告)

第11条 施設整備事業を実施する補助事業者は、様式第4号により毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、補助事業が完了する日から起算して1月を経過した日（第7条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による報告書に関係書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、また、補助事業者が第7条に定める交付の条件に違反した場合には、期限を定めて、

この補助金の全部又は一部について県に返還することを命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 30 日から施行し、平成 29 年度から令和 3 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 23 日から施行し、改正後の福岡県病床機能分化・連携促進施設・設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 10 日から施行し、改正後の福岡県病床機能分化・連携促進施設・設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行し、改正後の福岡県病床機能分化・連携促進施設・設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。